

川越市子育て支援室事業運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

川越市子育て支援室は、子育て親子（概ね3歳未満の児童及びその保護者）の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進するとともに、未就学児をもつ子育て家庭への訪問活動を実施することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、保護者の子育てに関する不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的に設置しています。

この目的を達成するため、川越市子育て支援室事業運営業務委託仕様書（以下「仕様書」といいます。）に沿って、質の高い「地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）」及び「家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート）」を提案・実施できる事業者（以下「協定締結予定事業者」といいます。）を、公募型プロポーザルにより選定するものです。

2 事業の概要

- (1) 事業名称 川越市子育て支援室事業運営業務委託
- (2) 事業内容 仕様書のとおり。ただし、当該仕様書に定めのない事項であっても、当該業務の効果が上がると判断されるものについては、積極的に提案すること。
- (3) 委託期間 協定締結日から令和9年3月31日まで
※令和5年度から令和8年度までの債務負担行為を設定。
- (4) 提案限度額 32,574,000円（総額）

<内訳（各年度の提案限度額）>

年度	限度額
令和5年度	0円
令和6年度	10,858,000円
令和7年度	10,858,000円
令和8年度	10,858,000円

※消費税及び地方消費税は非課税となります。

なお、上記限度額は本プロポーザルにおける提案限度額であり、実際の委託料（事業費限度額）は、各年度の予算の範囲内かつ本市が算出した予定価格の範囲内において、年度協定を締結して定めるものとします。

3 担当課

こども未来部 こども育成課 こども支援担当

所在地 〒350-8601

埼玉県川越市元町1-3-1 川越市役所3階

電話番号：049-224-8811（内線2491） 049-224-5724（直通）

F A X：049-224-6705

メール：kodomoikusei★city.kawagoe.lg.jp（送信の際は★を@に置き換えること）

ホームページ：http://www.city.kawagoe.saitama.jp/

4 参加資格

本件に参加しようとする者は、川越市契約規則を遵守の上、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 6 年告示第 351 号）に基づく令和 5・6 年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により川越市における一般競争入札等の参加を制限されている法人に該当しない者であること。
- (3) 本業務の公募の日から業務実施に係る協定締結の日までの間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止の措置要綱の規定に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可が確定した者を除く。）でないこと。
- (6) 本市または他自治体において、児童福祉法第 6 条の 3 第 6 号及び子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号に規定する「地域子育て支援拠点事業」及び、特定非営利活動法人ホームスタート・ジャパンが定める方式による「家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）」の実績があること。
- (7) 川越市の子育て施策及び児童福祉行政を理解し、市が行う児童福祉行政に積極的に協力できること。

5 選考スケジュール

内容	期間等
公 募 の 開 始	令和 5 年 12 月 25 日（月） ※市ホームページにて、提出書類等のダウンロードができます。 書類等の直接配布は、こども育成課にて同日より開始します。 （土日祝日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）
参 加 申 込	令和 5 年 12 月 25 日（月）午前 9 時から令和 6 年 1 月 18 日（木） 午後 4 時まで（土日祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く、郵送の場合は必着）
質 問 の 受 付	令和 5 年 12 月 25 日（月）午前 9 時から令和 6 年 1 月 11 日（木） 午後 4 時まで（土日祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く） ※電子メールによる質問票の送付により受け付けます。

質問の回答	令和6年1月15日(月) ※市ホームページに掲載します。
参加資格確認結果の通知	令和6年1月22日(月) ※電子メール及び書面にて通知します。
企画提案書の提出	令和6年1月23日(火) 午前9時から同年1月30日(火) 正午まで(土日祝日を除く、郵送の場合は必着)
ヒアリング審査	令和6年2月5日(月) ※時間等の詳細は、令和6年1月31日(水)に電子メール及び書面にて送付します。
審査結果通知	令和6年2月14日(水)(予定) ※電子メール及び書面にて通知します。また、選考結果は市ホームページでも公開します。
協定締結	令和6年3月1日(金)(予定)

6 参加申込み

本件に参加する意思がある場合は、次の書類を提出してください。

1	公募型プロポーザル参加申込書(様式1)
2	誓約書(様式2)
3	業務経歴書(様式3)

(1) 受付期間

令和5年12月25日(月) 午前9時から令和6年1月18日(木) 午後4時まで(土日祝日、12月29日から1月3日を除く、郵送の場合は必着)

(2) 提出方法

上記1から3までの書類に必要事項を記入し、「こども育成課」に持参又は郵送により提出してください(持参の場合は事前にご連絡ください)。

(3) 参加資格の確認

提出書類に基づき参加資格の確認を行います。参加資格の確認結果は、令和6年1月22日(月)に、参加申込みをした全ての事業者に対し、電子メール及び書面にて通知します。

7 質問の受付

本件に関して質問がある場合は、「質問票(様式4)」を提出してください。

(1) 受付期間

令和5年12月25日(月) 午前9時から令和6年1月11日(木) 午後4時まで(土日祝日、12月29日から1月3日を除く)

(2) 提出方法

「質問票(様式4)」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「こども育成課」に

提出してください。電子メールの表題は、「公募型プロポーザル質問（事業者名）」としてください。電子メールの受信確認後、本市から返信メールを送信します。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）に対しては一切回答を行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、令和6年1月15日（月）に市ホームページにおいて質問内容とともに掲載します。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

参加事業者は、選考に必要な次の書類（以下「提出書類」といいます。）を持参又は郵送により提出してください（持参の場合は事前にご連絡ください）。

提出書類		様式	注意事項
1	企画提案届出書	様式 5	代表者印を押印すること
2	実施体制調書	様式 6	配置予定職員が未定であっても記入すること
3	人員配置予定表	様式 7-1 様式 7-2	
4	業務工程表	様式 8-1 様式 8-2	
5	企画提案書	様式 9-1～ 9-10	各様式とも、A4判1ページ以内とする
6	見積書	様式 10-1～ 10-3	下記備考欄 4 を参考に記入すること
<p>備考</p> <p>1. 提出書類は、日本工業規格による A4 判の規格によることとし、全て片面で印刷したものを 15 部提出すること。</p> <p>2. 2～5 の書類について、作成事業者を特定できる内容の記述はしないでください。</p> <p>3. 企画提案書（様式 9-1～9-10）は、書類提出のほか、電子メールに添付して提出してください。電子メールの表題は、「プロポーザル企画提案書（事業者名）」としてください。電子メールの受信確認後、本市から返信メールを送信します。</p> <p>4. 見積書（様式 10-1～10-3）の項目・内訳は、人件費、謝金、旅費、印刷費、保険料、通信費、研修費、消耗品費等について記入してください。 ※子育て支援室内の光熱水費（電気、ガス、水道）は市の負担とします。</p>			

(2) 提出期間

令和6年1月23日（火）午前9時から同年1月30日（火）正午まで
（土日祝日を除く、郵送の場合1月30日（火）必着）

9 選考方法等

(1) 選考方法

選考は、ヒアリング審査により行います。ヒアリング審査は、提案についてプレゼンテーションを行っていただきます。

プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、プレゼンテーションの時間は30分以内で、その後質疑応答（15分程度）を行う予定です。

ヒアリング審査の実施は、令和6年2月5日（月）を予定しています。時間等の詳細は、令和6年1月31日（水）に、企画提案書等の提出を行った参加事業者に電子メール及び書面にて通知します。

(2) 評価

評価は、「川越市子育て支援室事業運営業務委託に係る企画提案審査委員会」（以下「審査委員会」といいます。）により、別紙「川越市子育て支援室事業運営業務委託公募型プロポーザル評価基準表」に基づき行います。

ヒアリング審査による評価の合計点が最上位の者を協定締結予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の協定締結予定事業者として決定します。最高得点の者が複数となった場合は、審査委員会が決定します。

なお、選考に当たり、審査委員会において最低基準を設けます。また、参加事業者が1者の場合も選考を行いますが、最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとします。協定締結予定事業者が何らかの理由により、協定締結に至らなかった場合には、次点の者を協定締結予定事業者とします。

(3) 審査結果

審査結果は、令和6年2月14日（水）（予定）にヒアリング審査に参加した事業者に電子メール及び書面にて通知します。

(4) その他

- ① ヒアリング審査は、事前に提出した企画提案書に基づき行うものとし、追加資料等の配布は禁止します。なお、説明用としてパワーポイント等で作成した資料のスクリーンへの投影は認めます。ただし、内容は企画提案書を抜粋したもののみとし、企画提案書に記載のない事項は掲載しないでください。また、スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブル、レーザーポインタは市で用意しますので、必要な場合は担当課へ事前にご連絡ください。その他の機器は参加事業者が用意してください。
- ② ヒアリング審査の場において、参加事業者名が特定可能な内容の表現（参加事業者名、参加事業者のロゴ、標語等の表示等）はしないでください。
- ③ 審査委員会での選考は、非公開とします。また、選考結果に対する異議申立ては、受理しません。

10 結果の公表

選考結果は、市ホームページで公表する予定です。

11 協定の締結

協定締結予定事業者に選定された者は、企画提案書等の内容を踏まえ、本市と協議のうえ、

事業実施に係る「基本協定」を締結するものとします。

なお、委託期間中の事業費限度額は、各年度の予算の範囲内かつ本市が算出した予定価格の範囲内において、別途「年度協定」を締結して定めるものとします。

1.2 参加事業者の失格

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類に不足があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が提案限度額を超えている場合
- (5) 提案内容に重大な瑕疵があり、仕様を満たすことが確認できない場合
- (6) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (7) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (8) 前各号に定める場合のほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

1.3 その他留意事項

- (1) 本件に要する費用は、すべて参加する事業者の負担とします。
- (2) 提出書類を市が受理した後の修正又は変更は、一切認めません。川越市と協定を締結する事業者は、予定した管理責任者及び担当者を配置するものとし、当該管理責任者及び担当者の交代については、死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。
- (3) 川越市と協定を締結する事業者は、提出書類である「業務工程表（様式 8-1、8-2）」に記載する内容を基に川越市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、川越市の許可なく業務工程の変更はできないものとします。
- (4) 提出書類の著作権は、参加する事業者に帰属します。ただし、川越市が本件の結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (5) 提出された書類は、返却しません。
- (6) 本件に係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成 8 年条例第 15 号）に基づき提出書類の公開について判断します。
- (7) 参加申込みの後に辞退する場合は、「辞退届（様式 11）」を提出するものとします。